

技能実習 出張試験の交通費(受検料の追加料金)の変更について

2024.4.19 (一社)全国コンクリート製品協会

出張試験の追加料金である試験監督者交通費について、本則に従い実績平均とさせて頂いております。ただし、適用の時期について、インボイス請求書発行のため、申請(振込み)でなく、試験実施日を基準とすることに変更しました。

具体的な算出方法は、下記のとおりです。

恐縮ですが、申請後の調整で出張試験を合同で行うことになった場合でも、再調整しません。

記

○ 交通費=試験監督者一人当たり交通費の額 × 試験監督者等の人数

(1) 試験監督者一人当たり交通費の額

① 6,500 円/人(試験監督者等) (令和6年5月末までに試験実施のもの)

② 6,400 円/人(試験監督者等) (令和6年6月以降に試験実施のもの)

※備考 毎年、6月更新予定

前年度までの直近3か年実績平均を利用することとし、6月に変更し、6月以降に実施する試験から適用とします。

(2) 試験監督者等の人数

実際に担当する試験監督者等(試験監督者・補佐員・事務員)は、通常、受検申込時点では確定してないため、申込後の請求書発行において、以下の想定人数を使用します。

なお、等級数及び受検者数が多い案件で実際の試験が複数日となる場合、或いは、試験監督者の経験・手配の都合等により実際に担当する試験監督者等の人数が異なる場合がありますが、追加負担請求又は返金はいりません。

(試験監督者等の想定人数)

- 下記を除き、2名
- 実技試験を含む等級数が1の場合であって、
 - ◇ 合計受検者数 10人超: 3名
- 実技試験を含む等級数が2の場合であって、
 - ◇ 合計受検者数 6~10人: 3名、
 - ◇ 合計受検者数 10人超: 4名
- 実技試験を含む等級数が3の場合であって、
 - ◇ 合計受検者数 5人以下: 3名、
 - ◇ 合計受検者数 6~10人: 4名、
 - ◇ 合計受検者数 10人超: 5名
- 学科試験だけで、等級数2以下かつ各級受検者数3人以下の場合: 1名

※合計受検者数とは、該当する申請において同時の受検を希望する人数

以上